○東金市総合計画審議会条例

昭和60年３月７日条例第１号

**改正**

平成11年３月30日条例第７号

東金市総合計画審議会条例

（設置）

**第１条**　本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定により、東金市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第２条**　審議会は、市長の諮問に応じ、東金市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

（組織）

**第３条**　審議会は、委員25人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市議会議員

（２）　学識経験者

（３）　関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者

（４）　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。ただし、委嘱時に前項第１号又は第３号の職であつた委員が当該職を離れた時は、同時に委員の職を失う。

３　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

**第４条**　審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第５条**　審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

**第６条**　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

**附　則**

この条例は、昭和60年４月１日から施行する。

**附　則**（平成11年３月30日条例第７号）

この条例は、平成11年４月１日から施行する。